

加賀立国と能美郡

2023.7.22 淑徳大学教授 森田喜久男

はじめに

今年、加賀立国 1200 年を迎える。この加賀立国は、我が国の諸国の中で最後の立国であった。ご当地、能美市は、小松市と並んで律令制国家の行政区画で言えば、加賀国能美郡に属する。本日は、加賀立国が能美郡に住む人々にとって、どのような意味を持っていたのか、この点について考えるための素材を提供したい。

1 加賀立国前後の動き

まず、加賀立国に関わる史料を提示し、その概要を確認しておこう。

史料 a 『類聚三代格』 卷 5 弘仁 14 (823) 年 2 月 3 日付太政官符

太政官謹みて奏す。

越前国江沼加賀二郡を割きて、加賀国と為す事。

守一人 掾一人 大目一人

少目一人 史生三人 博士一人

医師一人

右、彼の国守従四位下紀朝臣末成の解を得るに俚く、加賀郡遠く国府を去り、往還便ならず。雪零りて、風起こらば、難苦殊に甚だし。しかのみならず、途路の中、四大川有り。洪水に遭ふ毎に日を経て涉り難く、人馬阻絶し、ややもすれば、擁滞を致す。又郡司郷長意に任せて侵漁す。民冤屈を懐くも路遠く訴ふること無く、深酷に堪へずして逃散する者衆し。又部内闊遠にして多く巡検を煩わす。官舎の損、農桑の怠り、此れに由らざるは莫し。伏して請ふ。別に件の国を建て、名づけて加賀国と曰はんと、てへれば、夫れ琴瑟を調ふるは終に改張の功を待ち、政化を行はば、必ず権変の道に資せん。彼の越前の国の民俗の凋弊、恩に非ずして何ぞ息はんや。境内闊かに遠く、本難治と号す。臣等商量するに、申す所宜に合へり。伏して天裁を聴かん。謹みて以て申聞し、謹みて奏す。聞けり。

弘仁十四年二月三日

史料 b 『日本紀略』 弘仁 14 年 3 月丙辰朔条

三月丙辰朔、越前国江沼・加賀二郡を割きて、加賀国と為す。部内闊遠にして、民人愁ひ苦しむを以てなり。

史料 a の太政官奏に引用された越前守紀末成等解によれば、以下のような指摘がなされている。

- ・加賀郡は越前国府から遠い場所にあり往還が不便である。
- ・郡司や郷長が意のままに収奪を繰り返し、民は訴えたくとも国府が遠いためできない。それで

逃亡する者も多い。

- ・越前国内は広大で部内巡行できず、官舎の損壊や農桑の怠りを招いている。
- ・そこで、別に立国して加賀国と名づける。

弘仁 14 (823) 年の段階で、越前国から加賀国が分離した事情については、国司の収入を目的とする国の新設であったとする説、越前国から見て「難治」の地域であった江沼郡や加賀郡を切り捨てるための消極的政策であったとする説、郡司・郷長の非法への対策であったとする説、国家財政の充実を企図するものであるといった説などが出されている。

史料 a の太政官奏に引用された越前守紀末成の解文を読む限りでは、加賀郡は越前国府から遠い場所にあり往還に不便で、郡司や郷長が意のままに収奪を繰り返している点が問題にされている。

しかし、これはあくまでも立国を正当化するための論理に過ぎない。北加賀、現在の金沢市西部においては、加賀郡の郡司氏族である道君の力を利用して都の貴族や官人、さらには社寺の開発が進んでいた。

南加賀においても同様である。今日の小松市域から能美市にかけて、東大寺領幡生荘が存在した。この荘園と関係する可能性がある辰口西部の徳久・荒屋遺跡からは「江沼臣 専当綱長 勝□」と記された墨書土器などが出土している。この点を踏まえると江沼臣も南加賀一帯の開発や荘園経営に積極的に関与していたことがわかる。

加賀立国は、南加賀の郡司氏族江沼臣、北加賀の郡司氏族道君の力を借りて推進されたものと見るべきであり、両郡司氏族も生き残っていくために、協力した可能性が高い。

史料 c 『日本紀略』弘仁 14 年 6 月丁亥条

六月（中略）丁亥、越前国言上し、丹生郡管するところの郷十八、駅三、九郷一駅を割きて、更に一郡を建て、今立郡と号く。加賀国江沼郡管するところの郷十三、駅四、五郷二駅を割きて、更に一郡を建て、能美郡と号く。加賀郡管するところの郷十六、駅四、八郷一駅を割きて、更に一郡を建て、石川郡と号く。地広く人多きを以てなり。

史料 c は、加賀立国に連動する形で、江沼郡から能美郡が分離し、加賀郡から石川郡が分離したことを示す。この時に江沼郡から分離した能美郡の中に現在の能美市域や小松市域が含まれる。

加賀立国直後のこの分郡では、五十戸という機械的に編成された郷や駅の数で郡を定めている。国に伴う建郡が極めて機械的に行われている。

江沼臣が支配した江沼郡や道君が加賀郡を分郡されて、両郡司氏族の影響力は弱まり、地域社会は再編されていった。

2 立国直後の加賀国府について

戸水C遺跡や戸水大西遺跡など金沢市域西部の発掘調査の進展により、立国当初の国府の所在地を能美郡ではなく、加賀郡内に求める見解が提起されている。

立国直後の国府を加賀郡に求める説の主な根拠は、大東急記念文庫本『和名類聚抄』で、加賀郡の地名のすぐ下の部分に「国府」と記されていること。また、渤海使節の来航が多く、使節を安置供給する便処のある加賀郡を越前国から割いて立国したことや菅原道真のような文人が加賀国司に任じられ、対渤海外交の一翼を担ったことなどを根拠としている。

しかし、根拠となる大東急記念文庫本『和名類聚抄』の別の箇所では、国府は能美郡にあったことが明記されている。よって根拠となる史料としては使えない。

立国直後の加賀国府の位置が、加賀郡内、それも金沢市西部域にあったとする説は、大変魅力的ではあるが、国名と一致する郡に必ずしも国府が置かれるとは限らず、加賀国とあるから加賀郡に国府が置かれなければならない必然性はない。

渤海使の安置供給ということを目的とするのであれば、それを紀末成は解文に書くのが自然である。

考古学的知見によれば、遺跡の動向は、加賀郡に属する金沢平野では8世紀後半から増加し、10世紀初めまで続くのに対して、能美郡、特に梯川流域では9世紀前半の立国時には希薄で増え始めるのは9世紀後半であるという。

この現実をどのように受け止めるべきなのか。文献史学の立場から述べさせていただくと、確かに金沢西部から官衙的色彩を持つ遺跡が出ていることは事実である。それは出土文字資料によっても裏付けられる。

しかし、国府であるという証明がなされていない。私見では、金沢市西部に展開する遺跡群は、道君という郡司氏族の行政やその影響下に展開した経済活動、たとえば荘園経営などに関係するものと見るべきである。

一方、9世紀前半に梯川流域で遺跡が希薄な点については、立国当初にはいまだ国府が整備されていなかった結果によるものと思われる。立国直後の加賀守は依然として越前守紀末成の兼任であった。

この事実は、加賀立国を認めた律令制国家にとって、加賀国府を造営する意思がなかったことを示している。

兼任であるから、通常は越前の国府で政務を執り、必要時に加賀国を巡行し、各郡の郡家など既存の官舎で政務を執ってもよいわけである。

加賀国府は、立国直後にはまだできあがっておらず、10世紀以降の段階で能美郡に国府が出来たものと考えておきたい。

加賀立国を主張した紀末成は、立国を認められた代償として、国府が造営されていないにも関わらず、官舎の整備や分郡などの業務を押し付けられたのである。

おまけに大雪で都から使者を寄こすことができないという理由で渤海使の応接までやられる始末であった。

結果として末成は、立国からわずか2年後、天長2（825）年12月に死去した（『類聚国史』巻66 人部薨卒四位）。

加賀立国の問題を考える際に、忘れてはならないことは、立国を推進した越前守紀末成の論理、立国を認めた時の藤原冬嗣を首班とする太政官の論理、そして地域社会の論理、それぞれの立場を考えなくてはならない。その上で、文献史料と考古資料を組み合わせる必要がある。

以上、立国当初、加賀国府は造営されていないことを指摘した。ただし、安元3（1177）年に加賀国留守所目代藤原師経と白山中宮八院の対立の舞台が鶴河遊泉寺であったことを踏まえると、10世紀以降、加賀国府が能美郡に置かれていたことは確実である。

では、なぜ、加賀国府が能美郡に置かれたのか、この点について考える必要がある。この時、王朝国家（あるいは後期律令国家）の政府が、能美郡をどのような場所として認識していたか、この点が問題となる。

そのためには能美郡の歴史的環境を考える必要が出てくる。

3 古代能美郡の歴史的環境

(1) 遺跡の変遷

- ①後期旧石器時代 辰口丘陵上に遺跡
- ②縄文時代 気候の寒冷化に伴い遺跡の立地が平野部へ。
- ③弥生時代 集落が平野部の微高地上へ。
- ④古墳時代 能美五丘（寺井山・和田山・末寺山・秋常山・西山）上に能美古墳群。
- ⑤飛鳥・奈良・平安時代 平野部に荘園関連遺跡→徳久・荒屋遺跡

丘陵部に能美窯跡群。

加賀立国後、梯川流域に国府。

能美市南西部に能美郡衙。→小松市高堂遺跡、小長野 C 遺跡、中ノ庄遺跡

辰口丘陵上に山林寺院、信仰関連遺跡

→宮竹うっしょやま A 遺跡、滝谷寺跡、長滝京塚、長滝墓山 C 遺跡

(2) 文献や出土文字資料で言えること

①能美郡の郡家

立国直後の能美郡の郡家はどこにあったのか。これについては、能美郡に存在した「郡家荘」という地名が注目されてきた。

この「郡家荘」の「郡家」という地名は、13世紀初めの段階まで確実に遡ることができる。

史料 d 建仁元（1201）年 7 月 20 日板津成景讓状（『石清水文書／菊大路家文書』）

譲り渡す 能美御庄の内、重友保の事

合わせて壹所

四至（東は秋恒を限る、西は郡家の長野を限る／

南は得橋郷を限る、北は郡家の吉光保を限る）

右、次男江沼三郎に譲り渡す処なり。仍りて後々将来の為、証文の讓状件の如し。

介（在判）

建仁元年七月廿日

旧寺井町に存在した能美荘内の重友保が、建仁元（1201）年7月に、地頭沙弥某の連署を得て介某（板津成景）から次男江沼三郎（長野景高）に譲られた際に、重友保の四至が記されている。

それによれば、重友保は、東は秋恒（能美市秋常町）、西は郡家長野（能美市大長野町・小長野町）、南は得橋郷（小松市高堂町、八丁川流域付近）、北は郡家東吉光保（能美市吉光町）に囲まれていたという。

「郡家長野」や「郡家吉光保」の「郡家」は直接的には「郡家荘」に関わる地名であるが、それはかつて、この地に能美郡の郡家が存在したことにちなむものであろう。

郡家荘については、旧根上町南東部から寺井町西部および小松市北端部一帯に比定されている。

よって、その範囲内に能美郡の郡家が存在した可能性が指摘されてきたが、能美市小長野町に位置する小長野C遺跡から「能美」と記された墨書土器が出土したことにより、範囲が絞り込まれる可能性が出てきた。土器の年代は9世紀中頃にまさに加賀立国直後に相当する。

八丁川をはさんで小長野C遺跡の対岸には、和同開珎や「金光明最勝王四天王護国品」と記された木簡や墨書土器が出土している高堂遺跡があり、さらにその北には「中ノ庄」の地名が残る。

少なくとも現時点では、能美郡家は、八丁川流域に存在した可能性が高い。

②能美郡に関わる氏族

史料 e 『続日本後紀』承和4（837）年11月丁丑条

加賀国言す、管する能美郡の人、財部造継麿、父母の存日、定省の礼、其の節を失することなし。歿後操行変わらず、朝夕哀慕す。隣里郷邑、推服せざることなし。孝子と謂ふべし。勅して三階に叙し、身を終わるまで其の戸の租を免じ、門閭に旌表して衆庶に知らしむべし。

能美郡に財部造という氏族がいたことが確認できる。なお、能美郡に隣接する石川郡にも承和元（834）年の段階で、財部逆女という女性がいて、一度に3人の男子を出産して公糧を支給されていることが確認できる（『続日本後紀』承和元年2月甲午条）。

また、長岡京跡から出土した木簡の中に「安宅駅戸主財豊成五斗」と記されたものがある。

この財部氏については、天平3（731）年2月に作成された「越前国大税帳（正税帳）」にも見え、江沼郡の郡司として登場する。この史料と天平5（733）年閏3月作成の「越前国郡稻帳」をもとに、加賀立国以前、8世紀前半の江沼郡の郡司氏族を復元すると、

大領 正八位下勳十二等江沼臣武良士
主政 外従八位上勳十二等膳長屋
主政 外大初位下勳十二等江沼臣大海
主帳 外少初位上勳十二等江沼臣入鹿
主帳 無位財造住田

財部氏は、江沼郡全体を統括する江沼臣のもとで郡司の末端である主帳を務めている。

財部氏は、加賀立国以前から、能美郡に相当する地域における有力首長であった。そのことは、梯川中流域左岸の佐々木遺跡から出土した須恵器に「財部寺」と記されていることから明らかである。財部氏は寺院を建立できるだけの財力があったのである。

なお『古事記』孝元段には「江野財臣」という氏族名が見え、天平12(740)年の「越前国江沼郡山背郷計帳」には、「矢田財部」の名が見える。

このような複姓の存在は、財部氏が、江沼氏など近隣の氏族と婚姻関係を結んでいたことを示唆するものである。

③能美郡に存在した郷

平安時代の百科事典である『和名類聚抄(倭名類聚抄)』によれば、能美郡には、軽海郷・野身郷・山上郷・山下郷・兎橋(菟橋・得橋)郷が存在した。それぞれの場所は以下のように比定されている。

軽海郷…小松市軽海町を中心とし、梯川流域、滓上川を上る中海町を含む。

野身郷…小松市能美町

兎橋郷…野身郷の北側、小松市高堂町の八丁川流域。

山上郷…辰口丘陵一帯

山下郷…白山市山島地区

④律令制国家成立以前の状況

律令制国家成立以前、ヤマト王権の段階においては、能美郡を含めた南加賀は江沼国造の支配下にあったとされている。

このような中で、能美郡に相当する地域において注目すべきは、そこに暮らす人々がさまざまな部民に編成されたことである。

今日の古代史研究者の間では、部民制の施行時期を6世紀以降に求めるのが一般的である。それ以前は「〇〇人」といった人制の段階と考えられている。

では、6世紀以降、能美郡にはどのような部民が定められたのか。

まず、先に紹介した江沼郡の郡司名「財部造」から、「財部」の存在が想定できる。

「財部」とは、ヤマト王権によって編成された王族領有民である。財王・財皇女・宝王・宝皇女と名づけられた王族が領有した。これらの王族名は、反正・仁賢・敏達・厩戸王・茅渟王の子に名づけられたが、反正や仁賢の時に部民制が施行されていたと考えるのには無理がある。敏達以降であろう。

その上でさらに注意すべきは、この「財部」が、非蘇我氏系から蘇我氏系の上宮王家系、さらには押坂王家といった具合に、当該期の政治に深く関わった王族の皇子の間を転々としている事実である。

具体的には、「財部」は以下のような形で伝領された。

宝王（敏達王女、舒明母）
↓
財王（厩戸王の王子、山背大兄王の同母弟）
↓
宝王女（茅渟王の王女、後の皇極・斉明）

この事実は、7世紀から8世紀にかけての中央政界の政治的変動が能美郡に相当する地域に何らかの影響を与えた可能性を示すものである。

次に同じく郡司名としてあらわれる「膳臣」であるが、この氏族は『日本書紀』景行53年10月条や『高橋氏文』の伝承によれば、遠祖磐鹿六獺命が景行の巡行に奉仕した功績により、膳大伴部の統率を命じられたという。

この点を踏まえると、南加賀のどこかに「膳大伴部」が設定された可能性は否定できない。

南加賀のうち、江沼郡の郷名としては、額田郷や八田郷が見える。これらは、額田部王女（推古）や舒明の王子八田王の経済的な基盤となった部民である。

このように南加賀には王族領有民に関わる部民が目立つが、それだけでなく、須恵器生産に関わる部民も存在した。

長屋王邸から出土した木簡の中に「江沼郡淡津駅人神人石末呂」と書かれたものがあり、須恵器生産に従事した「神人部」の存在が想定できる。

ここで改めて考えなくてはならないのが、辰口丘陵から手取川流域にかけて存在していた山上郷と山下郷である。

この「山上郷」の「山」は、長岡京跡出土木簡に「山上郷戸主山□□戸米五斗」とあることから、「山部」に関わる人名と考えられる。この木簡の人名は「山」であって「山部」ではないが、これは山部親王が即位して桓武天皇になったことに伴い、「部」の文字を削るように命じられたことに伴う措置である。

この山部という部民は、ヤマト王権の統治理念である「山海之政」（『古事記』応神段）を具現化する役割を果たしていた。具体的には、山野において鳥獣を捕獲し、倭国の王に献上する儀礼を行っていた（『日本書紀』雄略2年10月丙子条）。

王権が山林原野を領有し、その資源を活用したり、製鉄や須恵器生産などを行う際には、その山林原野が、王権の支配下にあることを確認し、内外に示す必要がある。そのために設定されたのが山部である。

このような山部は、能美郡山上郷・山下郷の他、江沼郡額田郷にも存在した。この点は長岡京出土木簡の中に「江沼郡額田郷戸主山千山」とあることにより、明らかである。

辰口丘陵上には、野々市の末松廃寺にまで補修瓦を供給していたことで知られる湯屋窯跡群を含めた能美窯跡群が展開し、木場潟を臨む丘陵上にも、製陶遺跡群や製鉄遺跡群が存在する。

これらの丘陵上における生産活動は、ヤマト王権による山部の設定に伴う山林原野の支配を前提としていたのである。

つまり、能美丘陵は地域社会だけではなく、王権にとって重要な場所だったのである。

⑤6世紀以前の状況

では部民制や国造制が施行される以前の段階、6世紀以前はどのような状況なのか。これについては、手がかりとなる文献がほとんどなく、文献史学を専攻する者はその発言を控えるべきなのかも知れない。

特に能美古墳群については、遺跡保存と連動した形で関係各位のご尽力により、今やその被葬者は、道君であるとか財部造であるといった後世の郡司氏族に比定するような段階ではないことを良く承知している。

能美古墳群は、「律令時代の郡領層につらなる国造級首長墓」ではなく、「複数の集団による古墳群」であり、階層構成など秩序立てて築造されているという指摘に学ぶべきであると思う。

その上で、文献史学の研究者として、異様に思うのは、やはり秋常山1号墳の巨大さである。なぜ、

4世紀末、古墳時代中期初頭に全長約140メートルの古墳が突如出現するのか。ちょうど、この時期は、大和北部の佐紀古墳群で巨大古墳が造営され、百舌鳥・古市古墳群が作られ始める時期にあたるという。

秋常山1号墳の造営に際しては、墳丘・葺石の施行、造出での儀礼などに対して、ヤマト王権の指導があったという。つまり、秋常山1号墳の造営には、地域社会の主体性というよりも王権の積極的関与があったことになる。

このような点を踏まえ、同時期の北陸地方の古墳を見ていくと、秋常山1号墳と並んで越前の手繰ヶ山古墳、六呂瀬山古墳、越中の柳田布尾山古墳など100メートルを超える古墳が北陸道に沿って点々と存在していることに気がつく。

また、100メートルを超えることはないが、能登半島の羽咋にも全長90メートルの滝大塚古墳があり、眉丈山の山頂には、あたかも邑知地溝帯を見下ろすかのように、全長64メートルの雨宮1号墳や全長65メートルの雨宮2号墳が築かれている。

さらに進むと、七尾湾を望む台地上に出る。そこには、古墳時代前期の大型建物跡が検出された万行遺跡が存在する。

要するに何を言いたいかと言えば、ヤマト王権の日本海側への進出のルート、最終的には東北地方へと向かうルート上に、古墳時代前期から中期にかけて大型の前方後円墳が築かれた可能性があるのではないかと。大型古墳の造営には、ヤマト王権の強い意志が働いていたのではないかとということなのである。

ヤマト王権による北陸道の進出ということであれば、想起されるのが『古事記』や『日本書紀』の崇神天皇の四道將軍派遣伝承である。すなわち、北陸道には大毘古命（大彦命）が派遣されたという。

これはもとより史実ではないだろうが、このような伝承が成立するための歴史的条件として古墳時代前期から中期にかけて、ヤマト王権による東北進出のルートが開拓されたという史実はあったのではないかと。

だからと言って、秋常山1号墳の被葬者を、ヤマト王権の王族將軍であると主張するつもりはない。ただ、大毘古命（大彦命）のような王族將軍と擬制的同族関係を結んでいた人物である可能性は残されているのではないかと。

このように考えていった時、参照すべき文献史料がある。それは稲荷山古墳出土の金錯銘鉄剣の銘文である。

史料 f 「稲荷山古墳出土金錯銘鉄剣」銘文

(表) 辛亥の年(471年)七月中、記す。乎獲居臣(をわけのおみ)。上祖、名は意富(おほ)比埜(ひこ)。其の児、多加(たか)利足(りのすく)尼(ね)。其の児、名は弓已加利獲居(てよかりわけ)。其の児、名は多加(たか)披次獲居(ひしわけ)。其の児、名は多沙(たさ)鬼(き)獲(わ)居(け)。其の児、名は半弓比(はてひ)。

(裏) 其の児、名は加差披余(かさひよ)。其の児、名は乎獲居臣。世々、杖(じょう)刀(とう)人(じん)の首となり、奉事し来りて今に至る。獲加多支鹵(わかたける)大王の寺、斯鬼(しき)の宮にある時、吾、天下を左治し、此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根源を記すなり。

この鉄剣の銘文を見ていくと、オオヒコ、タカリノスクネの後に〇〇ワケという人名が続いている。

このワケとは何か。ワケについては、豪族に使われる一方で記・紀では、ホムタワケ(=応神)、イザホワケ(=履中)、イチベノオシホワケ(=履中)のように天皇の名称の一部にも登場する。

ワケについては、「別」の事であり、血と統治権の分割であると言う見解がある。すなわち、5世紀代においては、倭国の王は地域社会の首長と同盟関係にあり、共通にワケという称号を名乗っていた段階があった。

しかし、ワカタケルの段階では、地域社会の首長は、臣というカバネを与えられるような支配従属の関係へと移行し始めているという。

『古事記』景行段によれば、ワケは「和気」と表記され、国造・稲置・県主と並んで登場するが、もともとは、国造や県主に先行する形でヤマト王権の同盟者として、扱われていた可能性もあろう。

以上の検討より、秋常山1号墳の被葬者は、手取川や梯川が日本海に注いでいるような水上交通の要衝にあり、背後に豊富な山林資源を抱える丘陵を擁していることからヤマト王権に見出され、同盟者としての扱いを受け、巨大な前方後円墳の造営を認められたと言うよりも勧められたのではないかと思われる。

ヤマト王権が能美古墳群の被葬者を重視する姿勢は、その後も続く。和田山古墳群や西山古墳群から甲冑を伴った副葬品が出土しているのはこのような点から理解できるのではなかろうか。

そして時代を経るに従い、ヤマトとの関係は、同盟者から臣下の関係へと変化を遂げ、6世紀に至り、国造制や部民制が施行されるに至るのである。

なお、和田山23号墳から「未」や「二年」と書かれた須恵器が出土したことの意味については、現状では須恵器生産に関与した渡来系工人による名前や年紀の記載という指摘を尊重しておきたい。

おわりに

加賀立国以前の能美郡に相当する地域の歴史的環境を検討した結果、この地は古くからヤマト王権と深い関わりを持った地域であることが明らかになった。

この点を踏まえるならば、この地に国府が設置されることは極めて自然なことであろう。このように考えていった時に、いまだ未解決な問題があることに気がつく。それは、国名が、なぜ「能美」ではなく「加賀」であったのかという点である。

これについては、『出雲国風土記』や『常陸国風土記』のように手がかりとなる文献が全くないので、これも推測によらざるを得ないのであるが、見通しを述べておきたい。

『出雲国風土記』島根郡加賀郷条によれば、佐太大神（さたのおおかみ）の母親である支佐加地売命（きさかちめのみこと）がこの地にあった洞窟を見て「なんと暗い窟（いわや）であることか」と言いながら、黄金の弓を用いて矢を放った際に、光り輝いたので、この地は「加加（かか）」と呼ばれるようになったのだという。

また、『出雲国風土記』島根郡加賀神埼条によれば、佐太大神が今まさに生まれようとしていた時、親神である枳佐加比売命（きさかひめのみこと）（＝支佐加地売命）の弓矢がなくなってしまった。そこで、枳佐加比売命は「もしも私が産もうとしている神が立派な男の神であるのなら、なくなった弓矢よ出てくるのだ」と祈った。すると、動物の角のようなもので作られた弓矢が出てきたが、枳佐加比売命は「この弓矢ではない」と投げ捨てる。次に流れてきたのが、黄金の弓矢であった。枳佐加比売命は、この弓矢を手にして、「なんと暗い窟であることか」と言いながら、暗闇を射通したという。

このような『出雲国風土記』の地名起源伝承や神話から類推すると、「加賀」の地名の由来として、何か光り輝くものの存在が想定できる。

ここで注目したいのが、『古事記』仲哀段に見える以下の記述である。

史料 g 『古事記』仲哀段

その大后、息長帯日売の命は、当時神帰りましき。かれ、天皇筑紫の訶志比の宮に坐して、熊曾の国を撃たむとしたまひし時に、天皇御琴を控かして、建内の宿禰の大臣さ庭に居て、神の命を請ひき。ここに、大后、神帰りたまひて、言教へ覚して詔らししく、西の方に国あり。金・銀を本として、目の炎耀やく、種々の珍の宝、多にその国にあり。われ今その国を帰せ賜はむ。

これは、神功皇后に神がかりした住吉大神の託宣であるが、その中で、西の方に金や銀を始めとして、目を輝かすようなさまざまな宝を有した国があると述べている。新羅（しらぎ）がそのような国として表現されているのである。

この記述から、「輝いている状態」と「白」との関わりが想定できる。このように考えてよければ、加賀地方における白く輝く山としての「白山」の存在が浮かび上がってくる。

平城京や平安京のような都から見て、遠いところにある湖の国が遠江、近いところにある湖の国が近江と名づけられたように、中央からの視点で国名が名づけられると考えるならば、ヤマトから北陸道を旅してくるとどこからでも目に入るのは、白い雪をたたえた白山であろう。それは光り輝く存在として目に映ったのではなかろうか。

ことに手取川流域である能美郡や石川郡から見る風景は美しい。このような風景が都人をして、輝ける国、カガという地名を生んだのではないかと憶測する。

◎参考文献

- ・浅香年木「能美古墳群と在地首長層」(『古代地域史の研究』法政大学出版局 1978年)
- ・河村好光「黎明期辰口丘陵とその周辺」「古代国家と山上郷」
(辰口町史編纂専門委員会編『辰口町史第2巻 前近代編』石川県能美郡辰口町役場 1987年)
- ・石川県立埋蔵文化財センター編『能美丘陵東遺跡群 いしかわサイエンスパーク整備に係る発掘調査5カ年の概要』(同センター 1996年)
- ・石川県寺井町教育委員会編『加賀能美古墳群』(同町・同教育委員会 1997年)
- ・石川県能美郡寺井町教育委員会編『小長野C遺跡 「ホームランドながの」宅地造成工事に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書』(同教育委員会 2004年)
- ・吉岡康暢「末松廃寺をめぐる諸問題」(『史跡 末松廃寺跡』文化庁 2009年)
- ・森田喜久男『日本古代の王権と山野河海』(吉川弘文館 2009年)
- ・石川県能美市教育委員会編『能美古墳群－総括編－』(同教育委員会 2013年)
- ・石川県能美市教育委員会編『湯屋窯跡群IV－発掘調査・範囲内容確認調査報告書－』
(同教育委員会 2018年)
- ・森田喜久男『能登・加賀立国と地域社会』(同成社 2021年)
- ・菅原雄一『北陸の古墳時代をさぐる 能美古墳群』(新泉社 2022)
- ・森田喜久男・望月清司「律令国家の成立と加賀国誕生」(『新修小松市史 通史編』I
小松市教育委員会 2022年)